

市民意見提出制度による意見募集

◆久喜市農業基本条例(案)

条例(案)の概要 農業や農村のあり方の基本理念とその実現に必要な施策を定める
意見提出期間 6月11日(火)～7月10日(水) 消印有効
意見提出できる方

- ①市内在住・在勤・在学者
- ②市内で事業を営みまたは活動する方
- ③市に対して納税義務を有する方
- ④案件に利害関係を有する方

計画(案)の閲覧 市民参加コーナー、市ホームページの「市民参加のページ」で6月

10日(月)からご覧になれます。

市民参加コーナー・意見箱設置場所 市役所1階ロビー、各総合支所、公文書館、ふれあいセンター久喜、中央・東・西・森下・栗橋・鷺宮の各公民館、菖蒲・栗橋の各文化会館、栗橋・鷺宮東・鷺宮西の各コミュニティセンター、菖蒲老人福祉センター、中央・鷺宮の各図書館、総合第1体育館、菖蒲・鷺宮の各温水プール、栗橋B&G海洋センター
意見提出方法・問合せ 意見書(市民参加コーナーで配布。市ホームページからもダウンロード可能)

ロード可)に必要事項を記入の上、意見箱に投入するか、持参または郵送、FAX、Eメールで、農業振興課農業振興係(〒346-18501

所在地記入不要 内線2862/☎22・9364/Eメールnogiyoshinko@city.kuki.lg.jp)へ
検討結果の公表 提出意見の概要・意見に対する市の考え方・条例(案)の修正内容を市民参加コーナー、市ホームページ等で氏名・住所を除き公表します。
※個別の回答は行いません。

委員募集

◆久喜市行政評価委員会

内容 市が実施する内部評価結果に対する外部評価および行政評価システムの推進についての調査・審議
応募資格 18歳以上の市内在住・在勤・在学者
※既に五つ以上の審議会などの委員を兼任している方は応募できません。

募集人員 3人
委員の任期 委嘱日から2年
会議の開催予定 年2回程度
報酬 日額6000円
募集期限 6月28日(金) 消印

有効

応募方法・問合せ 住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・応募動機(400字程度)を明記の上、持参または郵送、FAX、Eメールで、企画政策課行政管理係(〒346-18501 所在地記入不要 内線2286/☎22・3319/Eメールkikaku@city.kuki.lg.jp)へ
選考および結果 公募選考委員会での選考し、結果は応募者全員に通知します。

年金コラム

国民年金付加年金制度

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めると老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。付加年金額 200円×付加保険料納付月数
手続きの方法 国民年金付加申出書を市民課 各総合支所 市民課、または春日部年金事務所へ提出してください。
手続きに必要なもの

- ・年金手帳等の基礎年金番号の分かるもの
- ・認め印

留意点
代理で申請する場合は代理の方の本人確認書類
当該月の翌月末(納期限)までに必ず納めてください。
納期限を過ぎると、当該月から付加保険料を納められません。再度、付加保険料の納付を希望する場合は、改めて申し出が必要になります。

問合せ 市民課(総合窓口) 市民係(内線2663) / 各総合支所市民課(菖蒲・内線1211 / 栗橋・内線215 / 鷺宮・内線126) / 春日部年金事務所 ☎048・737・7112

(中学校修了前の児童を養育している方へ) 児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当を受給していた方に、6月上旬に現況届を送付します。10月からの児童手当を受給するために必要ですので必ず提出してください。

現況届提出期限 6月30日(日) 支給対象 中学校修了前までの児童を養育している方
支給金額(月額) 所得制限限度額未滿の方

- 3歳未滿:1万5000円
- 3歳以上小学校修了前:1万円

●所得制限限度額以上の方

所得制限額は736万円(夫婦・児童2人世帯)を基準に6月分から(支給は10月)適用になります。

- 中学校修了前:5000円支給月 6月、10月、2月
- ※4か月に1回、前月までの

※ただし18歳に達する日の属する年度の末日までの児童の中で、第3子以降の場合

は1万5000円
●中学生:1万円

●既に児童手当を受給している方

久喜市に転入した方
問合せ 子育て支援課医療手当係(内線3286) / 各総合支所福祉課(菖蒲・内線146 / 栗橋・内線239 / 鷺宮・内線167)

分をまとめて支給します。
新たに申請手続きの必要な方
出生などにより、養育する児童ができた方